

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2025 年 11 月 25 日

株式会社マルマエ

2025 年 11 月 25 日

各 位

株式会社マルマエ
代表取締役 前田 俊一

当社は、株式会社 KMX との間において 2025 年 11 月 21 日付で締結した吸収合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社、株式会社 KMX（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

本合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

本合併に際しては、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式その他の金銭等の交付及び割当てを行いませんが、存続会社は消滅会社の発行済株式の全部を保有していることから、相当であると判断しております。

3. 本合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号・第 5 号）

(1) 消滅会社

ア 成立の日における貸借対照表

別紙 2 のとおりです。

イ 成立の日後に生じた重要な後発事象

消滅会社は、2025 年 4 月 8 日に KM アルミニウム株式会社の株式 100%を取得しており、当該株式取得に際して、消滅会社は金融機関からの借入により資金調達を行っております。当該株式の取得及び借入の詳細については、存続会社の同年 3 月 4 日付「KM アルミニウム株式会社の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」及び同年 3 月 21 日付「資金の借入等に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 存続会社

存続会社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併の効力発生日後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、本合併後の存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあると判断致します。

6. 本書面備置開始後、上記各事項について生じた変更の内容（会社法施行規則第 191 条第 7 号）

事前開示の開始日以降に上記各事項に変更が生じたときは、直ちに開示致します。

以上

別紙 1 合併契約書の写し
(次頁以降に添付)

吸収合併契約書

株式会社マルマエ（以下「甲」という。）及び株式会社 KMX（以下「乙」という。）は、吸収合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（合併を行う会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号：株式会社マルマエ

住所：鹿児島県出水市大野原町 2141 番地

（乙）吸収合併消滅会社

商号：株式会社 KMX

住所：鹿児島県出水市大野原町 2141 番地

第3条（合併に際して交付する金銭等及びその割当て）

乙の発行済株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（資本金及び準備金）

本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第5条（株主総会における決議）

本合併は、甲においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の手続により、乙においては同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の手続により、それぞれ本合併に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第6条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 1 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙において協議の上、これを合意により変更することができる。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日において、乙の所有する資産、負債及び権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

第8条（解除）

本契約締結から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由によって甲若しくは乙の財政状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、又は、本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙において協議の上、合意により本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙において協議の上、これを決定する。

2025 年 11 月 21 日

(甲) 鹿児島県出水市大野原町 2141 番地
株式会社マルマエ
代表取締役社長 前田 俊一



(乙) 鹿児島県出水市大野原町 2141 番地
株式会社 KMX
代表取締役社長 前田 俊一



別紙 2 消滅会社の貸借対照表
(次頁以降に添付)

株式会社 KMX

貸借対照表

2025 年 3 月 18 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】 現金 及 び 預 金	【 100,000 】 100,000	【流 動 負 債】	【 0 】
【固 定 資 産】	【 0 】	【固 定 負 債】	【 0 】
		負債の部合計	0
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】 (資 本 金) 資 本 金 (資 本 剰 余 金) 資 本 準 備 金 (利 益 剰 余 金) 繰越利益剰余金	【 100,000 】 (100,000) 100,000 (0) 0 (0) 0
		純資産の部合計	100,000
資 産 の 部 合 計	100,000	負債及び純資産の部合計	100,000